

【2026-27 過去問解きまくり！ 民法Ⅱ 訂正表】2026年03月17日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
417	必修問題	肢D 2行目	(764条・739条2項)、 <u>親権者の定めがあること(819条1項)、その他の法令の規定に違反しないことを認めた後</u>	(764条・739条2項) <u>その他の法令の規定に違反しないこと、および、親権者の定め(819条1項)があるか、または、家庭裁判所に対して親権者の指定を求める審判・調停(同条5項)の申立てがあることを認めた後</u>	2026/03/17 訂正
421	「補足」の下	1行目	子がいる場合、離婚の際に当事者の協議で親権者および <u>監護者</u>	<u>未成年の子がいる場合、離婚の際に当事者の協議で親権者および離婚後の子の監護に関する事項(子の監護者または監護の分掌、親子交流、養育費の分担等)</u>	2026/03/17 訂正
425	問題 128	肢ウ 6行目	(同条3項)	(同条3項前段)	2026/03/17 訂正
429	問題 130	肢イ 1行目	その協議で、その一方を親権者と定めなければならない	その協議で、その 双方または一方を親権者 と定めなければならない	2026/03/17 訂正
438	4(2) 効果	2行目	その養子は養親の親権に服することになります(818条2項)。	養親(直近の縁組の養親)が親権者になります(818条3項1号。後述6(2)③「養子の親権者」参照)。	2026/03/17 訂正
453	問題 136	肢1 1行目	(824条の2第1項)	(824条の2第1項本文)	2026/03/17 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLEC公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。